

出生

出生に関連するおもな手続き ※他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当課
住所 戸籍	子どものマイナンバー（12桁の番号）	※後日、通知が郵送で送られます（約1か月） ※通知書の到着前にマイナンバーを利用する場合は、 <u>マイナンバー入り住民票を取得してください</u>	市民課 (1F ピンク⑤番) 0986-23-2128
	子どもの住民票コード（11桁の番号）	※直接手渡しまたは後日、通知が郵送で送られます（約1週間）	市民課 (1F ピンク②番) 0986-23-2128
	子どものマイナンバーカード申請	出生届と併せてマイナンバーカードの申請をすることで、ご自宅にカードが届きます（申請時点で1歳未満の場合、顔写真はつきません） オンライン申請可	後日申請の場合は、お子様の来庁と本人確認書類の持参が必要です 市民課 マイナンバーカードサポートセンター (本庁地下1F) 0986-23-2774

保険 年金	子どもが国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入 オンライン申請可	・母子健康手帳または医療機関が発行した証明書	保険年金課 (1F 黄色⑦番) 0986-23-2642
	→出産した人が国民健康保険の人			
	① 妊娠85日(4か月)以上で出産した人	産前産後期間に係る保険税減免届 オンライン申請可	・母子健康手帳または医療機関が発行した証明書	保険年金課 (1F 黄色⑧番) 0986-23-2634
	② 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった人	出産育児一時金の支給申請 オンライン申請可	・母子健康手帳または出産証明書 ・世帯主と分娩者の健康保険の資格確認書等 ・世帯主名義の口座が確認できるもの <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書 ・代理契約に関する合意文書	
	③ 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った人			
	→出産した人が国民健康保険以外の人	※同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に問い合わせください		健康保険の加入先
出産した人が国民年金第1号被保険者の人	産前産後期間に係る国民年金保険料の免除申請 オンライン申請可	母子健康手帳または出産証明書	保険年金課 (1F 黄色⑥番) 0986-23-2629	
出産した人が障害基礎年金を受給中の人	加算額の申請	出産した子の記載のある戸籍謄本		

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

こども	母子健康手帳への出生証明	出生届があったことを証明するもの ※ 出生届をオンラインで届出した場合は、出生証明証を後日郵送しますので、手続き不要です	母子健康手帳	市民課 (1F ピンク③番) 0986-23-2128
	児童手当を申請する人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください オンライン申請可	・請求者の口座が確認できるもの ・請求者の健康保険の資格確認書等 ※2人目以降は、請求者の資格確認書のみで申請できます	こども政策課 (1F 緑色3番) 0986-23-2684
	子ども医療費助成を申請する人	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください オンライン申請可	・健康保険の資格確認書等(子) ・保護者名義の口座が確認できるもの ・同意書(保護者、同一世帯員) ※同意書は受付窓口でお渡します	
	ひとり親等で18歳(もしくは20歳)未満の子を扶養している人	児童扶養手当の相談 母子・父子等医療費助成の相談	※担当課へお尋ねください	
	未熟児で出産された人	低体重児の届出(2,500g未満) オンライン申請可 養育医療給付の相談・申請	※担当課へお尋ねください	
	こども連絡票	健診等で必要な情報の確認 オンライン申請可	母子健康手帳	都城市保健センター 0986-36-5661 ※こども政策課でも受付可
	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※担当課へお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番) 0986-23-4894
	その他	市営住宅に入居している人	市営住宅異動届 オンライン申請可	母子健康手帳

都城市役所

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

市役所代表電話
0986-23-1111

窓口受付時間 午前 **8時45分** ~ 午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

出生届

お子さまが生まれたら **14日以内**に届出してください

＜届出に必要なもの＞

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

関連する手続きは内側にあります

- ・ 必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためて来庁いただく場合があります。
- ・ 他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの＞

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険の資格確認書等
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 学生証 等
- ・ 都城市バス券
- ・ 年金手帳[※]

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認します。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。